

厨芥を粉砕して下水に排除する設備(ディスポーザ)に関する取 扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、川越市下水道条例施行規程(平成十五年四月一日
上下水道局管理規程第十号。以下第二条及び第四条において「施行
規程」という。)第十七条の規定に基づき、厨芥を粉砕して下水に排
除する設備(ディスポーザ)を備える場合に受けなければならない管
理者の指示を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この要綱において使用する用語は、川越市下水道条例(昭和三
十九年十月二十日条例第六十号。以下第四条において「条例」とい
う。)及び施行規程で使用する用語の例によるほか、次の各号に定め
るところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム 粉砕した生ごみを含む排水を、
排水処理装置で処理してから公共下水道に流すもので、施設や環
境へ与える負荷が増大しないことを目的とした設備をいう。
- (2) 生物処理タイプ 一般家庭又は事業場施設から発生するディス
ポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、生
物によって処理した処理水を公共下水道へ排水し、汚泥は別途廃
棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。
- (3) 機械処理タイプ 一般家庭又は事業場施設から発生するディス
ポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、機
械的な装置によって固形分(以下この条及び第六条において「乾燥
ごみ等」という。)と液状分とに分離し、分離された液状分のみを
公共下水道へ排水し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のディス
ポーザ排水処理システムをいう。
- (4) 使用者 ディスポーザ排水処理システムを使用する者をいう。
- (5) 管理組合等 集合住宅等において、第六条に規定するディス
ポーザ排水処理システムの維持管理を前号の使用者に代わって行
う者をいう。

- (6) 製造者 ディスポーザ排水処理システムを製造する者をいう。
- (7) 販売者 ディスポーザ排水処理システムを販売する者をいう。
- (8) 維持管理業者 使用者又は管理組合等と維持管理契約を交わしてディスポーザ排水処理システムを維持管理する者をいう。
- (9) 規格適合評価書 公益社団法人日本下水道協会(以下この条及び第五条において「下水道協会」という。)が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成二十五年三月)」(以下「性能基準(案)」という。)による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。
- (10) 製品認証書 性能基準(案)による製品認証を受けたことを示す文書をいう。

(設置の基準)

第三条 ディスポーザ排水処理システムは、性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。

- 2 前項で規定するディスポーザ排水処理システム以外のディスポーザ排水処理システムは設置してはならない。
- 3 生物処理タイプのディスポーザ部の交換は、性能基準(案)によるディスポーザ部の規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。
- 4 機械処理タイプのディスポーザ部及び排水処理部の交換については、既設のものと同一機種でなければならない。

(設置の確認)

第四条 ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築(以下この条及び第八条において「新設等」という。)しようとするときは、条例第五条に基づき確認を受けなければならない。ただし、第三条第3項又は第4項に規定する交換に該当する場合は、確認を省略できるものとする。

- 2 前項の確認を受けるときは、施行規程第七条第1項の規定によるほか次の書類を添付しなければならない。

- (1) 新設等をしようとするディスポーザ排水処理システムの概要を

説明するもの(様式第1号)

- (2) 規格適合評価書及び製品認証書の写し。
 - (3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、確認を受けるときに維持管理契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約確認書(様式第2号)
 - (4) ディスポーザ排水処理システムの位置、構造及び排水経路が明示された図面、資料等
 - (5) その他管理者が必要と認めるもの
- 3 維持管理業者を変更した場合は、前項の書類のうち、変更のある書類を提出しなければならない。

(認証マークの表示)

第五条 性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたディスポーザ排水処理システムには、下水道協会が発行又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示しなければならない。

(維持管理)

第六条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムの性能を保持するため、定期的に点検し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に基づき適正に処理しなければならない。
- 3 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの使用に当たり、公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、直ちに管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 製造者又は販売者は、ディスポーザ排水処理システムを販売するときは、使用者又は管理組合等に対し、適正な維持管理を行う必要があることを説明し、その理解を得るように努めなければならない。

(資料の保管及び提出)

第七条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、管理者から前項の資料の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(立入調査等)

第八条 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十三条に基づく立入検査を行うことができる。

2 使用者又は管理組合等は、前項の調査に協力しなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の承継)

第九条 ディスポーザ排水処理システムを有する建築物等の譲渡、貸付等(以下この条において「譲渡等」という。)があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前三条に定める使用者又は管理組合等の義務を承継する。

(その他)

第十条 ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理について、本要綱に定めのないことは、性能基準(案)の趣旨にのっとり実施しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。